

東京都キャップ&トレード制度

第1回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和7年7月4日（金曜日）

13:30～15:30

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」について
- (2) 都 C&T 制度と国の GX-ETS 制度の概要について
- (3) 本検討会の目的・検討内容について
- (4) 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について
- (5) 今後のスケジュール

3 閉 会

【配布資料】

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会について

資料3 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」資料

参考資料 削減義務実施に向けた専門的事項検討会設置要綱

1 開 会

(1) 東京都挨拶

○椿野課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより第 1 回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開催いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事の進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

本日の委員の出席状況について御報告いたします。委員 5 名のうち 5 名全員参加となっております。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに第 1 回検討会の開催に当たり、東京都環境局気候変動対策部長の小林より御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小林部長 気候変動対策部長の小林でございます。恐縮ですが、着座にて失礼させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。検討会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

東京都では、今日も本当に暑くなっておりますけれども、気候危機が一層深刻化するという中にありまして、「2050 年ゼロエミッション東京」の実現、これに向けてしっかりと頑張っていきたいと思っております。

まずは、足元の「2030 年カーボンハーフ」を達成すべく、様々な取組を展開しているところでございます。

本年 3 月には都政の新たな羅針盤となります「2050 東京戦略」を取りまとめました。この新たな戦略におきましても、2035 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 60%以上削減するという新たな目標を設定いたしまして、取組をさらに加速してまいりたいというふうに考えております。

この戦略におきましても、都内の CO2 排出量の約 7 割を占めます建物由来の排出量、これへの取組は引き続き重要となるというふうに認識をしております。「ゼロエミッション東京」の実現に向けましては、今回御議論いただく既存の建物における対策は非常に重要でございます。

2010 年度にこの制度を開始して以来、大規模事業所を対象とするキャップ&トレード制度につきましては、事業所の皆様方に大変いろいろ御努力をいただきまして、これまで約 1,200 の事業所、全ての事業所で削減義務を達成いただいているというところでござい

す。

こうした中でございますけれども、本年5月、国におきまして、いわゆるGX推進法の改正法案が可決成立されたというところで、令和8年度、来年度から、全国規模の排出量取引制度が本格実施されることになりました。

これを受けまして、国と、それから東京都の規制対象の重複を避けるというために、条例側での整理が必要というところがございます。つきましては、本検討会の委員の皆様方の御知見を賜りながら、実効性のある制度を構築してまいりたいと考えておりますので、どうぞお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○椿野課長 ありがとうございます。部長につきましては、業務の都合上、こちらで退席させていただきます。

○小林部長 どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 委員紹介

○椿野課長 次に、本検討会の委員の皆様を御紹介したいと思います。

資料1を御覧ください。

委員の皆様には、御紹介の際に一言御挨拶いただきたいと思っております。

まず、公益財団法人自然エネルギー財団常務理事の大野委員でございます。

○大野委員 大野です。よろしくお願いいたします。私は、今、御紹介があったように、自然エネルギー財団というところの常務理事をやっているんですが、ここに呼ばれたのはそういうことではなくて、そういうこともあるかも分からないけれども、東京都の制度の導入のときから担当してきたということかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○椿野課長 続きまして、東京大学未来ビジョン研究センター教授の高村委員でございます。

○高村委員 高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここしばらく東京都の排出量取引制度の特に削減義務のいろいろな制度に関わる検討にも関わらせていただいております。本日といいましょうか、この検討会は大変重要だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○椿野課長 続きまして CSR デザイン環境投資顧問株式会社代表取締役社長の堀江委員でございます。

○堀江委員 堀江でございます。よろしくお願いいたします。不動産セクターを中心としたサステナビリティのコンサルティング会社を営んでおります。東京都さんとの関係では、大体15年ぐらい前に、まずは中小事業所のほうのベンチマーク策定のところでお手伝いさせていただいて以来ということになりまして、こちらの大規模のキャップ&トレード

のほうも最近では継続的に参加させていただいておりますので、本日もよろしく願いいたします。

○椿野課長 続きまして、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、武川委員でございます。

○武川委員 森・濱田松本法律事務所の武川でございます。よろしく願いいたします。私は直近のGX-ETSの法改正の法的検討に関与していたのと、実は東京都の制度をつくる時に法的な検討を行っておりまして、そういった御縁で今回お声がかかったということでございます。東京都の制度は非常に意味のある制度だと思いますので、GX-ETSと併存する形で効率的に制度を仕組むという観点からいろいろと発言をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○椿野課長 続きまして、株式会社日本総合研究所創発戦略センターチーフスペシャリストの村上委員でございます。

○村上委員 村上でございます。私は4～5年ぐらい前から環境審議会とかキャップ&トレード制度、中小事業者向けの制度について関わらせていただきまして、今回もお世話になります。どうぞよろしく願いします。

シンクタンクに勤めておりますので ESG、SDGs 全般のこれからビジネスがどういうふうに向かっているのかと変化していくのかといったようなことの御支援とか、最近では非常に幅広く未来社会の価値は一体何なのかという議論もかなり社内でも増えてまいりまして、2050年、さらにその先を目指して何をやっていくべきかという長い目で見たものに対して、今何をしなければいけないかというこうした検討会の非常に貴重な機会をいただきましてありがとうございます。よろしく願いします。

○椿野課長 ありがとうございます。

本検討会では、専門的事項等検討会設置要綱に基づき、あらかじめ東京都が座長を指名することになっております。座長には、高村委員を指名させていただきます。

高村座長、一言お願いいただけますでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。座長を、今、拝命いたしました。まさに東京都の排出量取引制度については、それこそ大野委員はじめ、この20年にわたって制度を構築し、運用されてきたと理解をしております。

先ほど小林部長からもありましたように、この5月に国がGX推進法の改正という形で国全体の排出量取引制度を導入するということになり、条例に基づくこの東京都の制度との調整をいかに図るかということで、今回検討が必要ということだと理解をしております。

国の制度は御存じのとおり、Scope1対象で、法人ベースの制度で、そういう意味では東京都の制度とその対象となるガス排出量と対象となる単位が違っている中で、どううまく調整をしていくか。これも小林部長がおっしゃいましたが、やはり都が掲げている30年のカーボンハーフと50年のゼロエミッションに向けて、非常に重要な制度ですので、その実効性を損なわない、むしろ強化する形での制度の検討ができればというふうに思っております。

ます。

委員の皆様はじめ、どうぞよろしくお願ひいたします。

○椿野課長 ありがとうございます。では、これからの議事進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。

高村座長、よろしくお願ひいたします。

2 議 事

(1) 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」について

○高村座長 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入ってまいります。

まず、資料 2「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○椿野課長 資料 2 を御覧ください。専門的事項等検討会について。

設置目的です。本検討会では、東京都キャップ&トレード制度の削減義務率の決定または変更など、事業所の温室効果ガスの削減に当たり、専門・技術的な検討が必要な事項について、専門的見地から検討、議論するために設置するものでございます。

今回の検討内容は義務率ではございませんが、義務に関わる事項でございますので、同様の対応とさせていただきます。

今回の主な検討事項になります。先ほどからありますとおり、令和 8 年度から本格実施される国の全国規模の排出量取引制度、それと東京都キャップ&トレード制度の規制対象の重複を避けるため、調整方法について検討いただくこととしております。

検討会の形式につきましては公開で実施して、資料及び議事録は環境局のホームページで掲載いたします。

資料 2 の説明は以上になります。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、今、資料 2、この検討会について御説明いただきましたけれども、委員の皆様から御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。オンラインで御出席の村上委員、それから武川委員は、手挙げ機能などを使って教えていただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

< 発言する者なし >

○高村座長 こちらはおそらく皆様のところ了解されて、先ほどの御挨拶にも表れていたかと思います。

それでは、次の検討事項に移らせていただこうと思います。

(2) 都 C&T 制度と国の GX-ETS 制度の概要について

○高村座長 資料 3「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」の資料というものです

が、こちらについて事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○椿野課長 それでは、事務局より資料3について御説明いたします。

こちらは本資料の目次となっております。本日は、この四つの事項について御説明いたします。

初めに、都のキャップ&トレード制度と国のGX-ETS制度の概要について御説明いたします。

まず、都のキャップ&トレード制度の概要です。

都内のCO₂排出量の約7割が建物関連からの排出となっております。東京都では、新築建築物、既存建物、エリア対策として様々な制度を運用する中、キャップ&トレード制度では、既存の大規模事業所の対策として2010年度から制度を開始し、これまで排出量削減に取り組んでまいりました。

また、昨今は、2030年のカーボンハーフを目指し、事業者による再エネ利用を促進できるように、制度強化を図ったところでございます。次のページをお願いします。

キャップ&トレード制度では、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所を制度対象としております。規制対象は、直接排出及び間接排出の二酸化炭素、いわゆるScope1、Scope2を対象としております。

削減義務としましては、2025年度では、第四計画期間としまして、基準排出量比で50%または48%の削減義務が求められております。次のページをお願いします。

続きまして、制度の実績になります。

左の棒グラフでは、制度対象の事業所におけるこれまでの削減実績を示しております。着実な対策の実施により、大幅に削減が進み、2023年度実績では、基準排出量比で31%の削減となっております。

右の円グラフでは、対象事業所の削減義務達成状況について示しております。第一計画期間、第二計画期間ともに9割前後の事業所が自らの削減対策で義務を達成しており、残りの事業所については、超過削減量等を活用して義務を履行しております。次のページをお願いします。

こちらのスライドからは、国が進めるGX-ETS制度についての説明となります。

GX-ETS制度は、2023年度から試行段階の第1フェーズとして運用が開始されております。2026年度からは本格稼働となり、大企業の参加義務化や排出量報告における第三者認証の導入など、規制強化が図られます。

また、2033年度からは、第3フェーズとして、オークションを通じた排出枠割当の段階的導入など、さらなる発展が計画されております。次のページをお願いします。

GX-ETS制度では、CO₂の直接排出量が前年度までの3か年平均で10万トン以上の法人が対象となっており、製造業やエネルギー業など大量のエネルギーを使用する事業者が主な制度対象となることが想定されております。

また、制度では毎年度第三者検証を受けた排出量の報告と、排出実績と同量の排出枠の保有を義務づけ、排出量削減の実効性を確保していく仕組みとなっております。次のページをお願いします。

こちらは、GX-ETS での排出量実績についての説明です。

制度対象事業者が排出する二酸化炭素の直接排出、いわゆる Scope1 と非エネルギー起源の二酸化炭素について削減義務を課しております。このため、都内で排出される二酸化炭素の直接排出量、Scope1 につきましては、国制度と都のキャップ&トレード制度で、削減義務が重複する事業者が出てくる可能性がございます。次のページをお願いします。

続いて、「2. 検討会の目的・検討内容について」です。

先ほど御説明したとおり、国制度と都制度で、削減義務が重複する事業者が出てくる可能性がございます。先般改正 GX 推進法が国会で可決されましたが、法律には条例に基づく国制度対象事業者に対する排出量削減の取組について、限定列挙されております。自治体での直接排出に関わる二酸化炭素の排出の規制は、法律に抵触する可能性が高いと考えております。

画面中央に関係する法律の条文を記載しております。そのため、キャップ&トレード制度では、国制度の規制対象となる Scope1 排出量を削減義務の対象外とする方法を検討することとし、本検討会を開催させていただいております。次、お願いします。

こちらは都制度の対象事業所のうち、国制度の対象となる事業者がどの程度存在するかを確認した結果となります。都制度の対象事業所は、約 1,200 事業所ありますが、そのうち約 100 事業所が国制度の対象事業者が所有または使用しております。

スライドの図に示しておりますが、100 事業所の中には、左図のように事業所が全て国制度対象事業者が所有または使用している場合もあれば、真ん中の図のようにテナントとして一部を使用している場合、さらには一番右側の図のように、自ら使用はしていないが事業所を所有している場合など、様々なケースが存在いたします。次、お願いします。

こちらでは、規制対象となる排出量を削減義務の対象外とする方法について御説明いたします。

国制度との削減義務の重複を避けるため、国制度対象事業者の CO2 の直接排出を都のキャップ&トレード制度の削減義務対象外としてはどうかと考えております。都制度では、国制度対象事業者の CO2 の直接排出量以外の Scope1 と 2 を引き続き削減義務の対象としたいと考えております。

ただし、大規模事業所の排出量削減の取組評価や、都内の総量削減の状況を継続して把握するため、引き続き事業所の排出量の報告、いわゆる地球温暖化対策計画書の提出をしてもらうこととしております。次のページをお願いします。

こちらは両制度の対象事業者へのヒアリングを行いましたので、その結果をまとめたものになります。

先ほどの調整案につきましては、おおむね事業者から同意をいただいておりますが、併

せて検証費用や超過削減量等のクレジットの取扱い等について御意見をいただいております。事業者からの意見に対しては、表の右側に都の考え方を整理しております。右側の 1 パラ目に記載のとおり、先ほどの調整案を基本としますが、都制度に残る Scope2 の排出が少ない事業所の対応につきましては、引き続き検討をさせていただくこととしております。

また、事業所が所有している第三計画期間の超過削減量等のクレジットの取扱いについては、引き続き第四計画期間も有効とすることを考えてございます。次のページお願いします。

続いて、「3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について」です。次、お願いします。

ここでは具体的に国制度の規制対象排出量を除外する考え方を説明いたします。

都の削減義務の考え方は、スライド 6 ページで説明したとおりで、基準排出量と年度排出量、削減義務率の三つの数値により義務達成の可否を判断しております。削減義務率は第四計画期間で既に決められた値であるため、残りの二つの基準排出量と年度排出量の国制度の規制対象排出量を除外することを考えています。

具体的な計算式は、スライドの中央に示しておるとおりで、基準排出量と年度排出量から国制度の規制対象排出量を除外することで、両制度の削減義務は重複しないものと考えております。

基準排出量と年度排出量から国制度対象事業者の Scope1 排出量を除外する方法について、次のページから御説明いたします。次、お願いします。

まず、基準排出量から国制度対象事業者の Scope1 排出量を除外する考え方についてです。スライド中央に参考として現在の基準排出量の算定方法を示してございます。基準排出量は、過去の実績排出量又は都が設定した用途ごとの排出標準原単位によって設定いたします。過去の実績排出量で基準排出量を設定している場合は、さかのぼって基準排出量に含まれる国制度対象事業者の Scope1 排出量を除外することが可能となります。

参考に、スライドの下に Scope1 排出量を除外する例を記載しております。

一方で、排出標準原単位で基準排出量を算定している場合や、排出標準原単位で基準排出量を変更している場合には、排出標準原単位自体が Scope1、Scope2 に分かれて設定されていないので、国制度対象事業者の Scope1 排出量を実績値で除外することができません。

この方向性としましては、算定時にさかのぼって国制度対象事業者の Scope1 排出量を把握できる場合は当該排出量を除外しますが、除外できない場合は別の方法で除外したいと考えております。それを次のページでまとめております。

こちらは、実績値で除外できない事業者が使用する除外方法を検討した資料になります。

国制度対象事業者の Scope1 排出量に相当する量を除外する方法として、年度排出量から除外する Scope1 排出量を用いてはどうかと考えてございます。その方法として、パターンを二つ検討しており、それぞれのパターンについて御説明いたします。

スライドの下の左図を御覧ください。基準排出量 1 万トン、年度排出量 6,000 トンの事

業所で、年度排出量に含まれる国制度対象事業者の Scope1 排出量が 1,800 トンある事業所を事例として挙げてございます。

まず、真ん中の図のパターン 1 です。こちらは、年度排出量に含まれる国制度対象事業者の Scope1 排出量である 1,800 トンを基準排出量からも除外する方法です。この場合、基準排出量が 8,200 トン、年度排出量が 4,200 トンとなり、削減率は 48.7%となります。

続いて図の右側のパターン 2 になります。こちらは年度排出量に占める国制度対象事業者の Scope1 排出量の割合 30%と同じ割合分を基準排出量からも除外する方法です。この場合、基準排出量が 7,000 トン、年度排出量が 4,200 トンとなり、削減率は 40%となります。どちらのパターンも年度ごとの年度排出量を確認して、除外する量を算定するので、毎年度基準排出量が変化することとなります。

事務局としては、除外前後で削減率が大きく変わらず、除外時点の建物としての削減の取組を適切に評価できるパターン 2 の方法を採用したいと考えてございます。

以上で、削減義務対象外の方法及び排出量の把握方法について説明を終わります。次のスライドをお願いします。

最後に「4. 今後のスケジュール」について御説明いたします。次、お願いします。

本日第 1 回目の検討内容を踏まえて、第 2 回の検討会を 9 月頃に開催予定としております。その後、検討会での意見を踏まえ、年内に条例改正。年明け 2 月頃に事業者への改正内容の説明。2026 年 4 月に条例の施行というスケジュールで考えております。

以上で資料の説明を終わりにいたします。

○高村座長 ありがとうございます。今、資料の 3 について事務局から説明をいただきました。こちらが特に本日の議題の中で非常に重要な資料になってまいります。委員の皆様、御質問、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。あるいは特に最初ということもありますので、こういう論点、制度を関係とする上でこうした点についてもしっかり考えなければいけないのではないかという論点などがあれば指摘をしていただくと良いのではないと思います。

先ほどと同じですけれども、オンラインで御出席の村上委員、武川委員は手挙げ機能などを使って教えていただければと思います。

それでは、御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大野委員からお願いします。

○大野委員 今日の直接の検討のテーマは、直接検討のテーマは、国の GX-ETS が来年から本格稼働するので、それと法的にぶつかる分については除外をしていくということだと思います。

それはそれで必要な検討だと思うんですけれども、一番最初の発言ということで申し上げたいと思うのは、具体的な検討をするに当たっての基本的なスタンスを我々として認識していく必要があるんじゃないかと思うんです。

振り返ってみると、東京都の制度は2010年から始まりましたが、その前、2008年に条例をつくったわけです。国のほうは今年ですから、17年たって国のほうの制度が入ってきたということで、これは大変すばらしいことだと思います。

東京都は2008年に条例をつくって2010年に施行する間に、2009年の年末に東京都のほうからも国に対して、こういう形で国レベルのキャップ&トレード制度を導入したらどうかという提言を出しています。それを見ると、まさに10万トン以上の排出をする者を対象にして、直接排出で10万トン以上の排出者を対象とする制度をつくり、国と地方でお互いに切磋琢磨というか、分担しながら日本全体の排出を削減していく、そういう制度が望ましいんだということを提案しています。

それを考えると、今回のGX-ETSはまさしくその10万トン以上直接排出ということで、そういう意味では、都の十数年前の提案に基本的には沿った中身になっているんだと思います。非常にすばらしいことだと思います。

ただ一方で、こういう排出量取引制度というのは、ヨーロッパの例などを見ても、やはり実効性としては、動き出すまでには時間がかかる制度だということも事実だと思うんです。国の検討内容を拝見していると、非常に熱心に検討されているわけですが、今回法律で通った制度を見ると、対象事業者に対して排出枠を配付して、その排出枠について削減履行を求めるという点になっているわけですが、懸念されるのはその排出枠をどう配分するか、全体としてどうなのか、そこがないんですね。

やはりキャップ&トレード制度の本当に一番大事な部分というのは、全体としてどう減らしていくかですが、国の制度ではまだそこところが明確になっていなくて、今年2月に同じくNDCが決まったわけですが、そのNDCの削減に対してどうこの国のGX-ETSが貢献していけるかという点が必ずしも明確ではないわけです。

おそらくこういうことにもう少し時間をかけながら国の制度も実効性を持っていくんだと思うんですけれども、やはりまだ不十分だというふうには思います。そういう意味では、国の制度ができたので譲れる部分は全部譲ってしまうということではなくて、都と国の制度がいかにかみ合って、有効に国全体の排出削減が進んでいくということを考えていくべきだろうと思います。

もう少し具体的に申し上げますと、東京都の制度の特色というのは、冒頭の説明にもあったように、建築物での削減を大きくカバーしているということだと思います。世界の排出量取引制度の発展過程を考えても、最初はやはり工場とか発電所とかそういう直接排出の大きなところを対象にしていますけれども、だんだんEU-ETSの新しい制度にしても、ドイツが導入を検討する制度にしても、やはり建築物をカバーしていこうとなっていますので、そういう意味では、東京都の制度というのはそういう世界の動きから考えても整合性がある制度だと思います。

もう一つ別の角度から言うと、建築物を対象とするという点では、EUでもドイツでも検討が始まっているんだけれども、ただ直接にその建築物を対象にするというよりは、建築

物にエネルギーを供給する企業を対象にしてやるということで、やはり Scope1 です、直接排出です。東京都の制度はそれに対して Scope2 を明確に対象としているということでは、極めて独自の制度だと思うんですね。

SBTi の最近の動きなどを見ても、やはり Scope2 の削減が非常に重視されていますので、そういう意味でも Scope2 を対象とする削減制度、それがボランティアな削減だけではなくて、制度としてしっかりと法的な裏づけのある制度として持っているのは非常に大事だと思います。

ですから、今回の国の制度との調整を図るというのは、単に国の法律とここがバッティングするからここはやめましょうみたいな話ではなくて、むしろこれを契機に東京都の制度というものの意味合いをもう一回、東京という行政と制度に参加されている事業者の皆さんの間で共有をして、やはり世界に誇れる取組としてもう一回確認していくと、そういうスタンスが必要ではないかということ、まず考えています。冒頭そんなところにしたと思います。

○高村座長 ありがとうございます。十分時間を本日は取っていますので、ぜひまた改めて御発言をいただければと思います。

それでは、オンラインで御出席の武川委員、よろしくをお願いします。

○武川委員 武川でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうから何点かお話ししたいんですが、結論として、今回御提案いただいている内容で問題ないのではないかとまず思っております。結論としてそう思っていますということで、以下、なぜそう思うのかということと、あと今後検討する上で、そうはいつでもこの点は考えたほうが良いと思うところを幾つか申し上げたいと思います。

まず、高村先生を前にこの話を私が申し上げるのはやや気が引けるんですが、一応条例制定権との限界との関係で、今回の御提案は特段問題ないと、まず思っております、これは GX 推進法の規定もそうですし、その規定を解釈して憲法上も一応議論があり得るところですが、特段このやり方で問題なからうと思っております。

もう少し詳しく申し上げますと、議論があり得るとすると、Scope1 の排出量について、GX 推進法の ETS の対象になっていない人の、あるいはなっていない人が所有している施設の Scope1 を対象にできるかというのは、GX 推進法の条文の規定だけでは必ずしもクリアではないと思うんですが、GX 推進法は Scope2 について何らかの規制を導入することは構わないよと言っているわけですが、Scope1 の GX-ETS の対象外のところ、そこについては明文の規定は必ずしもないように読めるんですが、これは条例による規制を許容する趣旨だろうと考えておまして、そこはぜひ高村先生の御意見もいただきたいところですが、私としてはそう考えていますので、その意味で、今回の御提案というのは条例制定権の範囲に入っているということで問題なからうと、まず考えております。

その上で今後、結論としてこれでいいと思うんですが、検討する上でこういったことを考えたほうが良いんじゃないかということで、実は大野さんとかなり本質的に近いことを

考えておまして、今回の制度を決めるときに、一番やはり避けなければいけない発想、思考というのは、今話した条例制定権の範囲がこうだから、この部分だけ除外すればいいはずであるという、何というか、東京都制度を今までどおり可能な限り保持すると、そこだけを目的に、じゃあここは最低限やらなければいけないからここだけ変えようみたいな、そういう発想というのは避けたほうがいいと思っておまして、やはり改めてこの制度の持っている意味であったり、法律の制度と合わせてどう日本のカーボンニュートラルに貢献していかれるのか、そこの観点から考えてもこの制度の提案内容が望ましいんだと、その確認をしていくべきだろうと思っております。

抽象論だけ話をしても分かりにくいと思うので例えばということで申し上げるのですが、今回の御提案によると、制度対象の施設、この所有者が替わったときに何が起こるんだろうかというのを、これは事前の議論でも東京都さんともお話しさせていただいたんですね。例えば、その施設が譲渡されて GX-ETS の対象者から対象者以外に譲渡されたり、逆に GX の対象ではない人から対象の人に譲渡されたりという、そういうことが起きたときにどうなるんだろうと考えると、GX-ETS の対象者が所有しているかによって、Scope1 排出量が対象になるのかならないのかというところが、ころころ変わり得るということには理論上はなるんですね。

そうすると、そういう状況だと Scope1 についての設備投資とかそういったものをするインセンティブというのはなかなか沸きにくいということになり得ますので、こういったことが非常に頻繁に起こるのであれば、そこまでして Scope1 を対象に含めるということが果たして意味があるんだろうかと。むしろ東京都制度は Scope2 を減らすんだという、そういう制度に純化させた上で、Scope2 だけ対象にするというのも、一応選択肢としてはあり得るはずですよ。

今申し上げたのは、そうだと申し上げているわけではなくて、一応机上の空論ではそういう理屈もあり得ますよねということをお申し上げしておまして、そうだとすると、やはり立法事実、立法と言ってもこの場合は条例ですけれども、立法事実としてそういうことはあまり起こらないんだとか、あるいはそういったことは理論的には可能性はあるんだけれども、そこまで起こる話ではなくて、むしろ Scope1 の排出量についても引き続きやはり GX-ETS でカバーされていないものについては対象にしていってほしいという、日本全体の排出削減としては望ましいんだといった、これはもう個別の施設を見ていかないと分からないと思っておまして、これは「神は細部に宿る」というところだと思うんですが、その辺の立法事実をやはり積み上げていただいて、その上でこの制度の提案内容が適切なんだと、そういう議論をすべきなのかなと思っております。

そういった検討をしていただいている、あるいはしていただくという前提の下で今回の御提案が適切なのではないかと思っておりますので、そういった意味では、繰り返しになるんですが、これは東京都が先導したもので、そこに国がついてきたという要素は非常に強くあると私は思っておまして、そこは非常に何て言うんでしょう、大きな成果を挙げた

んだというプライドは持った上で、そういう状況なので無理に都の制度をできるだけ守るということだけが目的じゃないんだよと、そこを考えた上で進めていただくと。これはこの検討だけじゃなくて今後も重要な視点ではないかと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、少し委員から御発言をいただいて事務局にお返しするようにしたいと思います。

堀江委員、それではお願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。私も本日の具体的な御提案には基本的には賛成ということですが。最後の基準排出量を割合で考えるパターン 2 は合理的だと思いますので、特にそのあたりはいいと思います。

大野委員、武川委員もお話しされた国がやるところから単に東京都が外れていく、重ならないようにどうしたらいいのかという考え方だけではなくて、もう少し本来考えるべきところがあるんじゃないかというところで、2 点ほど、中期的な話になりますが申し上げたいと思います。

一つ目は、今回国の対象事業者の Scope1 ということで、具体的に外れる事業所を考えると、おそらくガスのコジェネのような、大きな施設でガスを使っているというケースがかなり入ってくるのではないかと思います。

その部分が都の制度から外れるということになりますので、国は事業者の観点、都は事業所の観点という建築物の観点というのが入っていたわけですが、建築物の観点でカーボンハーフ、ゼロエミということを考えますと、このガスの部分をどうしていくかというところの課題が一番大きいと思います。

電化されているものについては申し上げるまでもなく再エネということで最終的にはオペレーショナルカーボンはゼロになっていくわけですが、このガスを使った施設というのを電化していくのか、混焼を進めるのか、メタネーションをどう促進するのか、そのあたりの議論というのが今後非常に大事になっていくと思いますので、そこが対象から外れたらといって、都がそういった政策議論から外れてしまうということにならないように、別の形でしっかりフックを掛けるということを考えていただくのが重要じゃないかと思っております。

それから 2 点目は、高村先生とも御一緒に国のほうの建築物のライフサイクルカーボン、ホールライフカーボンの議論をさせていただいておりますけれども、そちらのほうで使用時の GHG としてはフロンの漏洩部分ですね。これは入れるような、含めるような形で議論しております。

今のところこちら Scope1、2 は CO2 だという形の理解ですので、中期的にはということになると思うんですけれども、フロンの取扱い、これをこの制度の中に入れるということなのか、既に報告とかされていると思うんですけれども、どういう形でよりしっかり捕捉

してこれを削減していくということを考えていくかと。このあたりも議論のスコープに入ってくるのがいいのではないかと考えております。

取りあえず、以上2点になります。

○高村座長 ありがとうございます。

村上委員、よろしく願いいたします。

○村上委員 村上です。ありがとうございます。

今、先生方の話も改めてお伺いしてまいりまして、私だけたぶん国の検討のプロセスに特に関わらずにこの場にいる委員だと改めて認識したんですけども、なので、特にそういったところから付け加えることはありませんで、結論としては賛成ですというのは同じでございます。

なので、今回のこの検討というのがどういう受け止め方をされるかであるとか、今後に向けてということでコメントをさせていただきますと、私も今回、予習がてらと思しまして、この30事業者さんが大体今回の話で東京都の制度から外に出ていかれるとしたときに、一体どういう方々なのかとか、どういうことかというのを見たかったですけれども、ちょっと分かりにくいとか、あとそれが何トンなのか。なので、事業所数、事業者数は分かったのですが、東京都全体の中からどれだけ国にある意味お預けするという形になるのかということ、制度の理解という意味ではあるとよいのかなと思しました。そこはしっかり国の制度で削減してくださいというメッセージとしても貴重なのかなと思しました。

あと武川委員がおっしゃったように、今後 Scope2 に特化していくという、特化という言葉があれですが、やはり建築物が多くて電気というのがすごく多いということですね。そこをどうするのか。電気に関しては再エネでオペレーション上はゼロということが、ある意味一昔前よりも具体的に可能になって選択肢が増えてよかったねということは事実だと思うんですが、私は最近全く東京都とは関係ない別の地方で事業者さんに話を聞いて、それが人間の心理だなと思いましたが、やはり本社と工場があって、本社はテナントとして入居しているビルが RE100 を導入されたので、ある意味どれだけ使ってもゼロなんだよねという空気がどうしても出てしまう。正直にそれをおっしゃってくださってすごく勉強にはなったんですけども、工場は暑いのに、電気を使うのも我慢して生産活動をしていくという、それでいいのかなという気持ちというか、どうしても皆さんそれを抱えながら進んでいかれてということだと思います。

なので、そういうパターンの事業者さんは、もしかすると少ないのかもしれませんがけれども、電気も再エネだからどんどん使っていくということではなくてという、もともとあった総量エネルギーの削減という制度設計の思想の部分の部分を改めて再評価するような、そういった方向も大事な局面に来ているのかなと、そういうエピソードがあったものですから御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

今一巡発言いただきましたけれども、追加で御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。時間はまだ十分にありますので、遠慮なくお願いできればと思います。なかなかそういう審議会というのはないんですけれども。

では、私のほうから発言をさせていただいて、それで一度事務局に今までの皆様の御意見を受けて、お答えないしはコメント、リアクションをいただこうと思います。

今のお話を伺ってしまして共通しているのは、東京都の制度、国の制度は国の制度として入っていくけれども、受け身としてそれをどうテクニカルに調整するかということではなく、東京都の排出を全体としてどうやって下げていかれるか、ゼロエミッションに向けて、そういうために何を東京都の制度で、国の制度を念頭に置きながら行っていくかというのは、たぶん共通して御指摘になった点ではないかと思います。

先ほどありましたけれども、いわゆる実効性をどう、今以上に東京都の対策の実効性をどう高めていくかという観点から、制度をどう変更していくか、調整していくかということの一つ重要な視点として持っていただきたいというのが、一つ、私も全く同感であります。

二つ目のところは、先ほど武川先生から投げられた点は大変重たいんですけれども、GX推進法の今年度2025年改正の条例との関係、第76条、スライドの12枚目に示していただいていると思います。

これはおっしゃったように、私は泳げる余地と言っているんですが、自治体が条例に基づいてどこまでできるかというところで、若干の明確に一義的に解釈が出てこないところがあるんじゃないかという御指摘をされていたと思います。それは私も同感で、それは逆に言うと泳げる余地を自治体に対して与えているというふうに思っております。

例えば、改正GX推進法76条ですけれども、基本的に脱炭素成長型投資事業者に対しての規定ですので、国のGX推進法の下で対象外となっている事業者に対して、自治体はその権限でもって義務づけを行うと、そういう条例というのはもちろん問題はないというふうに思います。

その上で、幾つか脱炭素成長型投資事業者、長いですが、それに対して国の制度の対象事業者に対してもCO2排出量の実績の報告、それからScope2についての事項について、自治体が条例において、ここは重要だと思うんですけれども、条例で必要な規定を定めることを妨げないとなっています。したがって、武川先生に直していただきたいんですけれども、先ほど幾つか示唆がありましたけれども、条例でなく、一定の企業の皆さんが自発的に自主的に行われるものを推進していくということを妨げるものでは全くないと思いますし、条例の下で一定の制約はあるけれども、先ほど泳げる余地と言いましたが、都がその制度の実効性を高める、政策の実効性と言ったほうがいいかもしれませんが、政策の実効性を高める余地というのは十分残されていると思っております。

これで武川先生の問いに答えていますか。

○武川委員 ありがとうございます。同じ理解でございます。それがないと、今回の話自体が成り立たないということになるので、全く同じ理解をしております。ありがとうございます。

○高村座長 安心しました。ありがとうございます。したがって、ここで先ほど堀江委員からあったようなフロン対策というのは、今少なくとも国の法律では対象となっておりますから、これをどうするかというのは地方条例上問題はないと思います。

少し細かなところでお尋ねしたいところがあるんですけども、一つは、これは武川先生から御指摘のあったところだと思うんですが、国の制度の対象になっている事業者と対象になっていない事業者で、条例に基づく規定、義務づけについて一定の制約があるわけですけども、これは国の制度は前年までの3年平均でScope1の排出量で閾値10万トンになっていますので、場合によっては、先ほど武川先生がおっしゃったのは企業統合の話、あるいは企業が分離するような、法人が分かれるようなケースということもありましたけれども、その閾値との関係で入る、対象になる事業者、対象にならなくなる事業者という、この動きがあるときに、どういうふうに対応するか。これはあまり頻度が多いと本当に大変だというのは武川先生のおっしゃるとおりですけども、これは十分あり得ると思うんですね。

それは、企業統合とかを除いても、例えばScope1も今でも電化をして購買電力に代えようという企業は十分あり得ると思うんです、対策として。それは規制逃れでなくても、例えば、自家発電石炭火力を持っていらしたけれども、もうやはり効率のいいものに替えるか、購買電力にするかで悩んで購買電力にされるということはあると思っていて、そういう意味で、外れたときでもエネルギー消費量は実はあまり変わっていないかもしれないけれども、排出の構成が違う、したがってScope2の対策はしっかり強化をすることが非常に重要ではないかと思っています。全体として排出を下げていくという観点から。

それから、大変細かいことにどンドンなっていますが、もちろん国の対象事業者のScope1について検証は義務づけないということが資料の中にも書いてあるんですが、義務づけはしないにしても、検証を受けた排出量を都がしっかり把握ができる。報告をしてもらうということは必要だと思っていて、これはまさに法律の国の改正GX推進法でも実績の報告について、当然国の制度の下でScope1の検証を受けているはずなので、検証を受けたものを報告してもらうということはしっかりお願いをすべきであろうと思います。

すみません、少し細かなことを申し上げましたけれども、以上です。

ここで一巡になりましたので、一度事務局にお答えをお願いして、何かコメントをいただいて、その上でまた追加で委員の皆様から御意見をいただこうと思います。

事務局から何かありましたらお願いします。

○椿野課長 大変参考となる御意見ありがとうございます。一問一答で返せるかどうか分かりませんが、いただいた意見を踏まえて事務局の考え方を御説明したいと思います。

大野委員からいただいた国の制度とのスタンスについては、大きな意味合いでは、やは

り対象が国は工場や発電所等、これまでも建築物のところが大きくなるかなと思います。ただし、やはりほかの先生方からもありましたが、日本全体、都全体で削減を見たときに、やはり両制度がこれからしっかり両立して最終的な削減につながっていかないと意味がないというふうに考えております。それがどうちゃんと両立するかというところを、しっかりと整理していきたいと。ある意味、本日の資料でもそのスタンスの部分の説明が不足している部分もございますので、少し第 2 回目に向けて、そのあたりの説明を追加していければと思っております。

それと、これは武川委員からだったと思いますが、国制度対象事業者の Scope1 の排出量、これが年度によってころころ抜けたりすることが、変わったりすることがあるのではないかという御意見がありました。

確かに国制度対象事業者、特にテナントビル、都に多いテナントビルを想像すると、そこに国制度対象事業者が今はいるけれども、この計画期間の 5 年間の間に抜けるとか、新たに入ってくるとか、そういうことは十分想像されると、あり得る話だと。ただ、ころころ変わるかというところまでは、そこはこれまでの運用を見てもあまりないかなと思っております。ただ 5 年間の中で全くないかというところがあるので、そういうところはしっかりと把握できるような方法を取っていくということ。

それと、そのような事態があったときにやはり事業所としての削減がちゃんと進んでいくのかという御発言がございました。今回国制度対象の Scope1 を除くというこれまで御説明してきているところにつきましては、基本義務から除くということを意味しております。事業所を、このキャップ&トレード制度でどう捉えていくかと考えたときには、まず事業所を原油換算 1,500kL 以上、これは Scope1、Scope2 含めたエネルギー使用量でまずは把握をしていくと。いわゆる条例でいうと指定地球温暖化対策事業所という呼び方をしていますが、そこでまずは網を掛けていくということで、国の Scope1 は除かない状態での事業所の把握をすると。それを基に、そこからどのぐらい下げさせていただくかというところを義務率とか設定していくというところで、目標値という形ではしっかりと国制度、都制度含めた値で事業所の削減目標としては定めていくと。

結果として、義務を達成したかしないかのところで Scope1 が抜けるかどうかという判断が入ってくるという仕組みで考えておりますので、目標値がブレるというような意味合いでは理解していないと考えております。

それと、都市ガスの話を堀江先生からいただきました。確かに今、30 年以降を見ると都市ガスの排出量をどう減らしていくかというところはまだまだ課題としてございます。都も 2020 年にゼロエミッション東京を掲げておりますので、電化に加えて電化が困難な分野というところはカーボンニュートラルメタンの活用とか、CCUS 及びグリーン水素、そういうものの普及拡大というものが新たな技術の開発、実用化がこれからは必要になってくるということは、十分存じております。

こうした技術については、やはり 2030 年以降の実用化に向けて今開発が進められており

ますので、技術開発の状況とか、国の動向を注視してやっていきたいということでございます。

ただ、やはり 30 年付近になりますと、CO2 の回収というところは、やはり都内の事業所でも出てくるかなど。今回の CO2 の報告に関しても関わってくる、まさしく関わり合ってくる部分になってくると私たちは思っておりますので、今、計画期間の四期だと思いますが、次の五期の検討の中では、そのあたりの扱い方というものをどう整理していくか。そういうところをしっかりと 30 年以降のところを意識して議論を進めていかないといけないのではないかと考えております。

あとはフロンのお話をいただきました。確かに温室効果ガスに占めるフロンの割合というのはかなり高いと存じております。ただ、フロンの排出量を見たときにどういうところから出ているのかといいますと、使用時による管理の不備とか、作業の不足によって廃棄するときに未回収が要因で機器からの漏えいがあるというところが、フロン排出量の約 7 割を占めていると存じております。

そのため、都のほうではその事業者にもノンフロン機器の導入促進に加えまして、フロン G メンというものを定めまして、機器の管理者への立入の指導をしたり、あとは解体現場に立入をしまして、使用時や廃棄時の漏えいの削減に取り組んできているというものが現在ございます。

キャップ&トレード制度で見ると、フロンはその他ガスのところになりますので、今は削減義務がかかっていない領域になります。このフロンを制度の中で義務にするのか、それともほかの制度でしっかりと削減対策を図っていくのかというところはいろいろ検討する余地がございますので、よりその対策の実効性があるようなものを検討して進めていかねばと考えてございます。

あと村上委員からいただいた 30 事業者の都の制度から除外される部分の影響ですが、Scope1 が国制度によって都のキャップ&トレード制度から義務の部分から除外されますが、その部分がどのぐらい影響があるのかという数字につきましては、今、私たちが検討しております。係数がいろいろありますので、どういう前提の下で計算するかにもよりますが、影響度合いというものは把握しておりますので、次回の検討会の際にお示しできればと考えております。

あと検証の考え方でも高村先生からいただきました。検証のところにつきましては、都のほうではこれから先 Scope1 の国の制度の対象事業者の部分は削減義務から外すという考えでございますので、基本的にはその部分は検証は都のほうでは除外をしていこうかなど。国のほうで検証は受けているという認識でございます。

ただし、ここを全く見ないかというところではございませんで、今までどおり地球温暖化対策計画書というものを事業者さんには提出していただきます。その中には事業所全体の Scope1、2 含めた排出量の報告をしていただきますし、その取組状況というものを記載していただきます。その中でこれまでの排出量と比べてどのように変化しているか、そ

ういうところもしっかりと見ていきたいと考えております。

全部に答えられているか自信はございませんが。一旦ここで。

○高村座長 もし何かあれば、また改めて言っていただけたらと思います。

それでは、今、事務局からお答えを一度いただきましたけれども、委員の先生方から追加的に、あるいは事務局からの御回答を受けて、そのフォローアップで御発言の御希望がありましたらお願いできればと思います。

武川委員、お願いいたします。

○武川委員 もうほとんどないんですが、一応検証のところについては、私としてはこう見ていますというところだけお伝えします。少なくとも Scope2 に関していうと、これは都の制度では当然義務の対象になってくることでもありますし、都の制度は施設単位ですので、バウンダリーがはっきりしているのできちんとした検証ができるということではあるんですね。それが義務の基礎にもなるので必要とされるということだと理解しています。

一方、国のほうがどうかというところ、これはちょうど今まさに議論しているところだと思うんですが、国のほうは法人単位なので、法人の排出量全てについて、都と同じレベルの厳格な検証を求めるといって、少なくとも当初においては限定的な保証ということで、具体的にその水準がどうなるかというところまでは私の専門外なので存じ上げないところが正直あるんですが、要は国の制度のほうではそこまでの制度の検証が、場合によっては当初は求められない可能性があるということだと理解しています。

つまり、少なくとも GX-ETS の当初においては、国と都で、都の対象事業所に対して求められる検証の程度というのが違ってくる可能性がゼロではないと。つまり都のほうが厳しいものが求められるという現象というのは、過渡的には少なくとも起こるかもしれないということだと思っていて、いただいた資料の中には、その点を問題視するかのようなコメントもあると。というのが私の理解です。

これについてどう思うかというところについては、気持ちは分かるんですけども、国のほうもいずれは制度が進展するにつれ、その検証の水準というのを徐々に引き上げていく。これは検証機関の能力であったり、キャパシティの問題とも絡んでいると思いますので、そういったことが意図されていると理解していますので、ある意味過渡的な問題に過ぎなくて、現状これは都の制度で求められてきたものでもあるので、そこは若干重なりが完全に出ていないというところがあって、不満に思われる事業者さんがいるかもしれないんですが、そこはある意味仕方ないのかなと私としては捉えている。そこだけ、もし誤解があれば、むしろ指摘していただきたいんですけども、そのように考えております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

では、大野委員、お願いします。

○大野委員 もう次回に向けてということになってくるとは思うんですけども、今回の

資料は、都の制度のこれまでとか、国の制度の関係を整理していただいて非常に分かりやすいと思うんですが、やはり 1 点物足りないと思うのは、村上委員もおっしゃいましたが、100 事業所、30 事業者、ここがどういうところなのかが書かれていないというか、そこが分からないことがあるので、ぜひそこは次回の中で、もしどういふところが抜けていて、東京都の制度全体の中でどうなのかというあたりが分かるような資料を出していただくとありがたいというのが 1 点です。

それからそれが前提で 2 点目に、今回の検討会の最低限のタスクというのは、国の法律とのバッティングの部分は外しましょう、そこは担保しましょうということですが、この部分については、今日出された案である意味必要十分な御提案をいただいたのではないかと思いますので、今回出てきた案で、そこのところはクリアしたということかなと思っております。

3 点目は追加的なことですが、私が冒頭で申し上げた東京都の制度の特徴ということで、一つは建築物を主な対象にしているという点と、もう一つ、Scope2 を対象にしているという点を申し上げたんですが、この建築物を対象にしているということと Scope2 を対象にしているというところでほぼかぶるんですけども、かぶらない部分というのが実際ありまして、建築物の中で使われているガスですね。この部分です。ここをどう扱うかという話は今後の話だと思うんですが、私はそこはすごく大事な部分だと思っています。

というのは、日本の脱炭素の政策の中で、まずは電力部分についてはいろいろな議論をずっとやられてきて、これはもう再エネを使っていこうとか、あるいはほかの代替電源という話もあってある意味方向性が見えているんですね。重化学工業の中でも最近ではもう鉄鋼やセメントなんかの分野についてもかなり会社の方々が熱心にどうやって脱炭素をしていこうとなっているんですが、ガスの部分がどうもはっきりしないというのが実態だと思います。

欧州だとかアメリカの一部の州では、先にガス対策が進んでいるところは、建築物はガスを使わないという方向を打ち出してきていますが、まだ日本ではそこまで議論になっていないと。そういう中で建築物で使われていくガスをどうするのかというのは、この制度の問題ではないと思うんですが、非常に大事な部分なので、そういうことも考えると、やはり東京都制度で建築物の中で使われるガスをカバーしていくのは大事なことではないかと思っておりますので、それも含めた制度の在り方を今後考えていっていただけるといいと思います。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

堀江委員、よろしく申し上げます。

○堀江委員 今の 大野委員の御意見や先ほど武川委員のお話に関連してですが、どういう事業所が外れる対象なのかというところは次回見せていただけるといふお話だったんですけども、先ほどガスという話を申し上げた関連で、地域暖房の事業所が入っているかど

うかというところも非常に気になります。

御案内のとおり、東京ないし日本の場合は地域冷暖房も元はガスを使っているというケースが多いかと思しますので、これをどう変えていくかというのも、個別のビルの中で使うためのガスのコジェネみたいな話と同じ、さらにもっと大きい話かと思えます。欧州では地冷でも第 5 世代というようなことで、基本的には元が再生可能エネルギーの方向といったようなものが出てきているかと思えます。

もう一つは検証の議論ですが、これは SSBJ の話との関連が気になりましたので、高村先生の御意見も伺えればと思うんですけども、先ほどのお話で、都制度から Scope1 の対象事業者の場合は検証は外れていくと。一方で、国のほうは個別の事業所レベルといったような細かい検証の議論が求められないと。ただ、多くの不動産を保有している大手不動産会社の開示ということを考えますと、結局保有している建物を全部足していったものということになるので、検証が個別にされていないものを足して行って保証ということができるとかなということがちょっと気になりまして、3 兆円以上ということで大手 2 社がおそらく対象になるということも頭に浮かべながら、検証がなくなってしまうというところは悩ましいかと、ちょっと感想めいていますが、思いました。

○高村座長 ありがとうございます。

村上委員、何かございますか。フォローアップ、あるいは追加で御発言がありましたら。御無理をお願いするものではないですが。

○村上委員 本論ではないところで資料を改めて頭から拝見してというところの感想でもよろしいですか。

○高村座長 お願いいたします。

○村上委員 最初の 4 ページのところですが、既存建物、きれいに四つに分かれたもので、新築、既存、ここからこっちが大規模・中小という、ここがやはり左と右では随分スケールが本当は違ってきますよね。というようなことも、先ほどの何が外れて行ってどこが残って行ってという全体像を見取り図として理解するというのを仮にやっていくとすれば、この 2,000 m²と 1,500kL は全然違うという、一般論として違うという大まかな話があるのを、もうちょっとそのスケールも分かるように今後なっていくと、制度全体の理解促進に、今も報告書制度も微妙に名前が違うものとか計画制度とかはいっぱいあるので、何が残って何が強化されてということ、今後はたぶん理解促進が必要なんだろうという前提で見返して思いました。感想レベルで申し訳ないんですが、そういったところもちょっと気になりました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

今、もう一巡御発言をいただきましたけれども、事務局から既にお答えいただいておりますが、村上委員がその前のラウンドで御発言いただいた点をほかの委員もぜひとおっしゃったと思います。何かというと、実際にこの国の制度の対象となる事業者がどういう事業者で、そこから Scope1 を抜くというのが一体どういう排出構成になるのかということにつ

いて、もう少し実態についての情報を出してくれないかと。

それからもう一つは、今の村上委員の御発言もそれを踏まえたものと思いますが、100事業所が対象になるとして、都の排出量にどういうインパクトがあるのか、どれぐらいの割合がここで対象になるのかという点についても、いわゆる排出の実態、排出の構造に関する情報も出してほしいというのが共通した点であったかと思います。

そのほか、先ほどガス、コージェネもそうですが、地域冷暖房の話も、今、大野委員、それから堀江委員から出されました。GX 推進法上は確認でありますけれども、武川委員からあった点ですね。実際ちょうど今週国の議論が始まったところですが、今出されている案でおそらくあまり大きな異論がなかったと思いますけれども、2029年度の割当からだと理解しますが、したがって28年の排出量からだと思いますけれども、そこからいわゆる本格的な合理的水準の確認というのでしょうか、しっかりと内部統制なども確認した上でのしっかりした検証と保証、保証という言葉は使わないほうがいいかもしれませんが、検証とその確認を求めていく。

したがって武川先生がおっしゃったように、その前のところはまだ完全な形ではない水準の検証になり得る、そうなる可能性がある、そうしたスケジュール感で国の検証、あるいは正確には確認の制度についての提案がされております。

したがって、そういう中で都が実際には今対象になっている事業所については、求める水準の検証をされているはずなので、どういうふうな移行期にどういう水準の検証の水準を求めていくかということは、求めるのか推奨するのかと思いますけれども、報告の中で、それは一つたぶん検討する必要がある点かと思っています。これは、武川委員が御指摘になったとおりであります。

あと堀江委員からあった、企業のサステナビリティ報告との関係はやはり悩ましくて、国の議論ではこれは少し分けて考えましょうということになっていたかと思います。これはおそらく金融庁のほうの議論と経産省の議論をもう少し調整が必要かと思いますけれども、企業のサステナビリティ報告のほうは重要性に基づいて報告をしない、Scope1の中でも報告をしなくてもいいと判断する余地が企業に与えられていますので、そういう意味ではここで対象になったScope1はかなりしっかり把握をする取引制度と少し性格が違うということも議論としてあったと思います。

ここは似たような検証とか確認という制度が国でもありますので、都のほうでこの検証、確認についてどういうふうに対応されるかは、少し検討いただく必要があるかなとは思っております。

すみません、新たな意見というよりは先生方の御指摘を繰り返し整理したような形ですが、ほかに先生方から追加で御発言の御希望はございませんでしょうか。

事務局から何かございますか。

○椿野課長 今2巡目で出た意見に大きく二つ御説明させていただこうかと思います。

まず、制度からScope1として除外される事業所、そこにつきましては、国の制度対象事

業者が発表されているわけではございませんので、そこは明確になっていないので、あくまで私たちはいろいろな報告事項に基づいて想定しているものになりますが、内部的には大体その数というのは確認しておりますので、あくまで想定にはなりますが、どのぐらいの影響があるのか、それはどういう事業者がそこに含まれてくるのかというところは次回の会議の中でまたお示しできればと存じております。

もう一つの検証につきましては、ここも国の検証の仕組みが細かいところまでまだ明確に出ていないので、都のほうで国のほうとどうすり合わせていくかというところは、まだ明確な答えまで行き着いてございません。ただ考え方として、国制度の Scope1 は都の削減義務からは除外するという考え方がある以上、そこには検証は求めていかななくてもいいんじゃないかというのが私たちの考えです。

ただ残る Scope2、それと国制度対象になっていない事業者の Scope1 の部分、そこについては従来どおりしっかりと定める検証を実施していくと。その理由はと言いますと、やはり排出量はそのあと超過削減量とかクレジットに活用できますので、そういう意味ではしっかりと制度をよく把握をしていかななくてはならないと考えております。

ただ国制度に持っていく Scope1 については、今まではしっかりと検証を受けているので、クレジットとしては使えますが、これから抜けた後、2026 年以降については、都の制度ではクレジットとして使うことができなくなる、その抜けている部分ですね。そういう形になるので、そこについてはそこまでの都の制度では要求していかななくてもいいのではないかと考えております。

○高村座長 今最後におっしゃったのは国の制度対象事業者になっているところの Scope1 について、例えば今まで超過達成して、持っていらっしゃる事業者のクレジットでオフセットということはできないということをおっしゃっていますか。

○椿野課長 違います。今言われた国の Scope1 は抜けるんですけども、これまで事業者が頑張ってきた削減については、そこは検証によってもしっかりと量の確認が取れていますし、事業者にとっては、これまでの努力の基になっていますので、そこはしっかりとまだ使える仕組みは残していきたいと考えております。

○高村座長 使えるというのは国の制度の下に移ったものではなくて、それ以外のところでということですね。

○椿野課長 都の制度の中で使えるようにということですね。

○高村座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにどうでしょう、先生方から追加で、あるいはフォローアップで御意見があればいただければと思います。

○大野委員 特にないです。

○高村座長 よろしいですか。オンラインで御出席のお二人もうなずいてくださっていると思います。

○武川委員 ございません。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、今回事務局から御提案をいただいた資料について、かなり率直な、かつ大局的なと言いましょか、制度間調整だけではなく、都の制度としてどうなっていくかという点も含めて、大変貴重な御意見をいただいたかと思ます。

事務局におかれましては、今日いただいた御意見を踏まえて、次の検討会の議事について御検討いただければと思ます。

もしほかに御意見、御発言の御希望がなければ、予定していた議事は以上となりますので、事務局に進行をお戻ししたいと思ます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは事務局のほうにお返しいたします。

3 閉 会

○椿野課長 高村座長、ありがとうございました。また委員の皆様には大変貴重な御意見をいただきありがとうございます。

本日説明した内容につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえ、さらなる検討を加え、次回の検討会でお示しさせていただきたいと考えております。

それでは、以上をもちまして、第 1 回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を終了いたします。

ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

○椿野課長 傍聴者の方は退室をお願いします。

(了)